

大分県報

令和三年
第一九〇号
三月十六日

（火曜日）

目次

告示

- 主任介護支援専門員研修等の実施機関の指定……………一
- 廃止処分場の指定区域の指定……………二
- 道路区域の変更（二件）……………三
- 道路の供用開始（四件）……………四

公告

- 県営土地改良事業の工事の完了……………四
- 競争入札参加者の資格に関する公示……………四
- 一般競争入札の実施……………五

○告示

大分県告示第百八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の三十三第一項の規定により、次の機関を主任介護支援専門員研修等の実施機関に指定した。

令和三年三月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定を受けた者の名称	指定を受けた者の所在地	事務を行う事務所の名称	事務を行う事務所の所在地	研修の名称	指定日	指定期間
特定非営利活動法人大分県介護支援専門員協	大分市大字宮崎一三六七番地一アルファコ	特定非営利活動法人大分県介護支援専門員協	大分市大字宮崎一三六七番地一アルファコ	主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門	令三・四・一	令三・四・一～令八・三・三一

会	一ト宮崎二会 一五号	一ト宮崎二 一五号	員更新研修
---	---------------	--------------	-------

大分県告示第百八十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

区域の範囲を表示した図面は省略し、大分県生活環境部循環社会推進課において、一般の縦覧に供する。

令和三年三月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定区域（廃止済一般廃棄物最終処分場）	指定番号	指 定 する 区 域	埋立地の区分
一	一 廃一八	白杵市大字久木小野字西小藤太四七二番、字中尾五二六番の一部、五二七番の一部、五二八番の一部、五二九番の一部、五四二番の一部、五四三番の一部、五四四番二、五四六番二、五四八番、五四九番、五五〇番二、五五一番、五五二番、五五四番の一部、五五五番、五五六番、五五七番の一部、五五八番、五五九番、五六〇番、五六一番、五六二番、五六三番、五六四番、五六五番及び五六六番二、字ナガラサ五六七番、五六八番、五六九番、五七〇番、五七一番、五七二番、五七三番、五七四番、五七五番、五七六番の一部及び五七七番の一部並びに字堀ノ口九七三番二、九七四番二、九七五番二、九七九番二、九八〇番三、九八一番二、字狭間一〇七一番の一部、一〇七二番二の一部、一〇七六番二の一部、一〇七六番三の一部、一〇八五番二、一〇八六番、一〇八七番、一〇八八番二及び一〇九〇番二の一部	ア

二 埋立地の区分

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第九条第五項（法第九条の三第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は法第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する法第九条第五項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の

令和三年三月十六日

大分県報（告示）

一般国道五〇〇号		榎ヶ坪二二二番一まで		地の区分をい	
中津市本耶馬溪町跡田字西ノ敷二五六番七から中津市本耶馬溪町跡田字榎ヶ坪二二二番一まで		後		う。	
B	A	九・五	三八・四 一・七	三八・四 一・七	四八〇・〇
四九七・〇					

大分県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和三年三月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和三年三月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二二三号	国東市国見町伊美字川原二三一九番一地先から 国東市国見町伊美字塔本二二七二番九まで	令三・三・一六
県道豊後高田安岐線	国東市安岐町山浦字向田三七四番四から 国東市安岐町山浦字向田三六八番三まで	

大分県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和三年三月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年三月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道緒方高千穂線	豊後大野市緒方町尾平鉾山字川向一五二番九 地内 豊後大野市緒方町尾平鉾山字川向一五二番九 地内	令三・三・一六
県道山移大島線	中津市耶馬溪町大字金吉字兔登一九三番二から 中津市耶馬溪町大字金吉字上ノ平二二〇番二 まで	

大分県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和三年三月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和三年三月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道小川穴井迫線	竹田市大字岩瀬字ナガハター一〇九一番二から 竹田市大字岩瀬字ダイ七一八番一地先まで	令三・三・一六

大分県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和三年三月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和三年三月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 一般国道三八七号	供用開始区間 宇佐市内町齋藤字柚ノ木一四三二番四から 宇佐市内町齋藤字二田田一〇六〇番九まで	供用開始年月日 令三・三・一六
------------------------	--	--------------------

○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和三年三月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	着手年月日	完了年月日
県営農村総合整備事業 （農道整備） （野津地区）	平一九・四・一	平二七・一二・二
県営農村振興総合整備事業 （暗渠排水） （野津地区）	平二七・一〇・六	平二八・五・二七
県営農村振興総合整備事業 （農業用排水施設整備） （野津（前河内・石場）地区）	平二二・一二・二八	平二三・三・三〇
県営農村振興総合整備事業 （農業用排水施設整備） （野津（深谷津留）地区）	平二三・八・三〇	平二四・三・一三
県営農村振興総合整備事業 （ほ場整備） （野津地区木所工区）	平二二・八・一九	平二四・三・二六
県営農村振興総合整備事業 （ほ場整備） （野津地区黍野工区）	平二〇・四・一	平二三・三・一一

県営農村振興総合整備事業 （ほ場整備） （野津（東光寺・広原）地区広原工区）	平二三・一〇・七	平二八・三・二八
--	----------	----------

県営農村振興総合整備事業

（ほ場整備）

（野津（東光寺・広原）地区東光寺工区）

平二三・一一・五

平二七・七・一〇

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年三月十六日

大分県企業局長 工 藤 正 俊

一 調達をする物品等の種類及び予定数量

薬品（ポリ塩化アルミニウム（PAC））（年間単価契約）

規格 JIS K一四七五

予定購入数量 約千七百トン

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七（五〇六）二九五六

3 申請の時期

令和三年三月十六日（火曜日）から同月三十一日（水曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定す

る者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和3年3月16日

大分県企業局長 工 藤 正 俊

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類、予定数量等

薬品（ポリ塩化アルミニウム（PAC））（年間単価契約）

規格 JIS K1475

予定購入数量 約1,700トン

(2) 納入期限

別途定める日

(3) 納入場所

大分市大字下判田 判田浄水場

大分市大字大津留 大津留浄水場

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）第1条に規定する入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

<p>(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>(5) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、支払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間</p> <p>入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和3年3月31日（水）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により下記提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県企業局総務課契約管財班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館4階 電話 097-534-1341</p> <p>入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和3年3月16日（火）から同月31日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p>	<p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は下記(3)にて交付を受けること。</p> <p>URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2956</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県企業局総務課契約管財班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館4階 電話 097-534-1341</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 大分県企業局ホームページに令和3年4月2日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>7 入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県企業局総務課 (2) 提出期限 令和3年4月5日（月）午後1時30分 ただし、郵送の場合は、令和3年4月2日（金）午後5時00分までに必着すること。</p> <p>8 開札の場所、日時等 (1) 開札場所 大分県庁舎新館4階 大分県企業局入札室 (2) 日時 令和3年4月5日（月）午後1時30分 (3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、6日以内に再度の入札を行う。</p> <p>9 入札保証金に関する事項 免除とする。</p>
--	--

<p>10 契約保証金に関する事項</p> <p>契約予定総額（入札単価に1,700を乗じ、さらに1.10を乗じて得た額をいう。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>11 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>12 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、本調達契約に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>14 その他</p> <p>この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>15 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased Poly Aluminium Chloride (PAC) (annual unit-price contract) About 1,700ton</p> <p>(2) Time limit for tender</p>	<p>1 : 30 p.m. 5 April , 2021</p> <p>(3) Contact office for contract Contract and property management Section General Affairs Division Oita Prefectural Public Enterprises Office 3-1-1 Ohte machi, Oita city 870-8501 TEL 097-534-1341</p>
--	---